

第4次 柳井市行政改革大綱

令和2年度～令和6年度（5か年計画）

令和2年3月策定

総合政策部 政策企画課

目次

第1	はじめに～ 行政改革大綱の策定に当たって	… 1
1	背景と位置づけ	
第2	これまでの取組	… 2
1	成果	
2	残された課題と今後の展開	
第3	行政改革の基本方針	… 4
1	計画期間	
2	計画の基本理念と基本目標	
第4	行政改革の推進項目	… 5
1	組織の活性化	
2	健全で持続可能な財政運営の推進	
3	質の高い公共サービスの提供	
4	体系表	
第5	行政改革の進め方	… 8
	【参考資料】	… 9
	～ 用語説明 ～	

第



はじめに～ 行政改革大綱の策定に当たって

I 背景と位置づけ

本市では、平成17年2月の合併以降、2期10か年にわたる行政改革大綱（第1次、第2次）及び集中改革プランのもと、経費削減や定員管理の適正化等の改革に取り組んでまいりました。

現在は、平成27年度からの第3次行政改革大綱及び行動計画に基づき、これまでの取組を検証しつつ、さらなる市民の満足度の向上と持続可能な行財政運営の実現を目指し、改革の取組を進めているところです。

本市の財政は、生産年齢人口の減少等により歳入が伸び悩む中で、全世代にわたる社会保障の拡充や、公共施設の老朽化対策などの費用が増大し、これまでどおりの行政サービスの提供が難しくなっています。

こうした状況において、令和元年度に第3次行政改革大綱の計画期間が終了することから、引き続き、将来にわたって持続可能な自治体運営を行うため、新たに第4次行政改革大綱を策定し、徹底した行政改革に取り組んでいきます。

新たな行政改革大綱では、従来の取組を引継ぐべきところは引継ぎつつも、限られた資源（人材・資産・財源・情報）を効率的に活用し、より重点を絞って取り組むことで、持続可能な行財政運営の実現を図ります。



第2

これまでの取組

I 成果

第3次行政改革大綱（平成27～令和元年度）の4年目となる平成30年度までの取組を検証する中で、次の事項については、一定の成果を得ました。

- ◆ 人材育成と組織機構の見直しを行いながら、柳井市定員管理計画に基づき、採用者の平準化を図りつつ、計画的に一般職の職員数の削減に努めました。（一般職員数：平成27年度323人⇒令和元年度313人）
- ◆ 実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を下回っており、財政運営の健全性を保持しています。
- ◆ 収入増の取組として、新たに市武道館の命名権を導入しました。ポータルサイト（portal site）の活用と返礼品の充実により、平成30年度のふるさと納税寄附金額は、1億5,372万8千円となりました。
- ◆ 上水道事業においては、水道料金の改定を行うとともに、包括外部委託^{※1}の実施による経費節減を図りました。さらに、平成29年4月1日に伊保庄、阿月、大畠の簡易水道事業を上水道事業へ統合することで、効率化を図りました。
- ◆ 公共施設の管理の効率化と経費節減を図るため、新たに5施設に指定管理者制度^{※2}を導入しました。
- ◆ 平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定し、施設ごとの個別施設計画を順次策定しています。
- ◆ 平成30年度から学校給食センターの調理業務を民間委託し、民間のノウハウを生かした、効率的で質の良いサービスを提供しています。
- ◆ 市民参画と協働による市政運営の取組として、学校応援団（学校支援ボランティア）による学校を中心とした活性化の活動に、4年間で延べ71,884人が参加し、スクール・コミュニティの推進を図りました。

◆地域住民が主体となって市道、生活道路、農業用共同施設を整備する事業は、経費節減、整備の早期対応及び地域コミュニティ醸成に寄与しています。（4年間の地域住民による市道整備件数：12件、494m、生活道路原材料費支給対象件数：87件、農業用共同施設原材料費支給件数：194件）

◆平成30年度に、4市1町で基幹業務系システム^{※3}の共同利用を開始しました。これにより、令和9年度までの期間で約4億1千万円（約46%）の経費削減を見込んでいます。共同利用に併せ各種証明書のコンビニ交付と市税、使用料等のコンビニ収納を開始し、市民サービスの向上を図りました。

2 残された課題と今後の展開

一方で、これまでの4年間では大きな成果に至らない取組やさらなる効果を上げるために継続して取り組む項目もあります。

◆職員提案制度は、年度ごとの提案件数にばらつきがあるため、常に課題解決の意識を向上させ、積極的な提案につながるよう促す取組を継続します。

◆職員の定員適正化は、当初の目標値に達しているものの、職員の能力向上に向け、さらなる環境整備を図る必要があります。

◆令和元年度改正のふるさと納税制度に基づき、より地域の魅力が発信できるように、一層の取組強化を進めます。

◆令和2年度中を目途に個別施設計画の策定を進めるとともに、これらに基づき、今後さらに公共施設の更新・統廃合・長寿命化の推進に取り組む必要があります。

◆官民協働事業（PPP）^{※4}は、民間委託や指定管理者制度^{※2}において実施しつつも、PFI^{※5}などの導入には至っていないことから、引き続きの検討、取組が必要です。

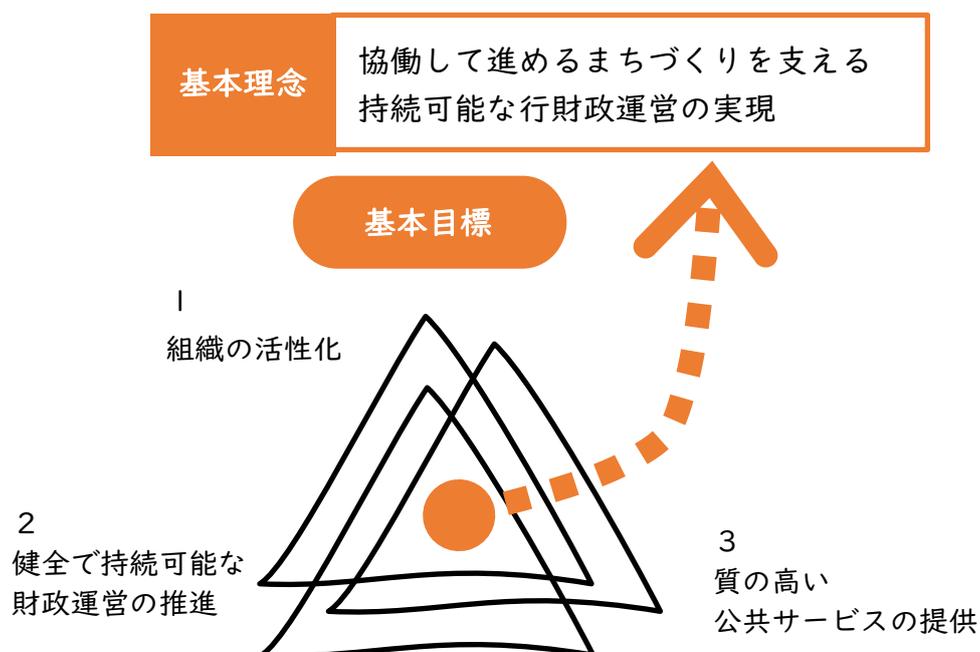
第 3 行政改革の基本方針

1 計画期間

- 「第4次柳井市行政改革大綱」の計画期間は、第3次行政改革大綱に引き続き、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、策定後においても、その後の財政状況や様々な社会経済情勢の変化等により生じる新たな行政ニーズに対応できるよう、必要に応じ、所要の見直しを行うこととします。

2 計画の基本理念と基本目標

- 「第4次柳井市行政改革大綱」では、本市を取り巻く現状と課題を踏まえ、第2次柳井市総合計画に掲げられたまちづくりの基本目標の一つである「これからの自治体経営～『市民の力』で支えあう『市民参加』のまちづくり～」における行財政運営の施策の推進を目指し、基本理念と3つの基本目標を次のとおり定めます。



第 4

行政改革の推進項目

1 組織の活性化

● 市民のニーズに柔軟に対応し、的確な行政サービスを提供するため、職員
の能力と意欲を最大限に引き出す適切な組織マネジメントに取り組み、組織
力を高めます。

(1) 職員力の向上

多様化する行政課題に的確に対応するため、様々な研修を計画的に実施し、
人材の育成を図ります。また、意欲を持って率先して行動し、課題解決にあ
たる職員を育成するため、職員提案制度の活用に努めます。

(2) 組織力の向上

社会経済情勢や市民の多様なニーズに、適切かつ迅速に対応できるよう、
適正な定員管理と人員配置を行います。

また、多様な人材の活躍や就業環境の改善、生産性の向上につながるよう、
ワーク・ライフ・バランス^{※6}の推進に取り組みます。

2 健全で持続可能な財政運営の推進

● 将来にわたって持続可能な公共サービスを提供し続けるには、安定した財
政基盤の確立が不可欠です。財政の健全性を維持、確保するとともに、限られ
た財源や資産を効率的に活用し、将来負担の軽減に努めます。

(1) 財政の健全化

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく4指標である健全
化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担
比率）^{※7}を注視し、適正水準を保持するとともに、基金残高を一定程度確保
し、財政の健全性を維持します。

また、新たな財源の確保と、不用財産の活用や処分に努めます。

(2) 地方公営企業^{※8}等の経営健全化

地方公営企業^{※8}等においては、引き続き経費の節減に努力し、財政状況の
健全性の維持に努めます。

水道事業では、公営企業化や包括民間委託の実施等により経営基盤の整備

に努めてきていますが、引き続き、投資額の平準化を図りつつ、管路の長寿命化を実施していくため、一層の経費節減等に取り組みます。

下水道事業では、令和2年度に公営企業会計へ移行するとともに、収納率の向上を図ります。また、施設の長寿命化に取り組み、下水道事業の安定的な運営に努めます。

(3) 公共施設等のマネジメントの推進

柳井市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を進め、公共施設の維持補修費用の平準化を図るとともに、社会構造や住民ニーズの変化を踏まえ、長期的な視点をもって公共施設の最適な規模での維持、更新を行います。

また、公共施設の建設や維持管理に際し、必要となる公共工事のコスト縮減を図ります。

3 質の高い公共サービスの提供

- 市民ニーズや地域課題の多様化に対応した、質の高い公共サービスを提供するには、より効率的、効果的な行政運営と市民や民間事業者等とのさらなる連携強化が求められます。

事業の広域連携、情報通信技術、民間活力の活用等により業務の効率化を進めるとともに、市民との協働によるまちづくりを推進するため、市政情報の発信と市民ニーズの把握に努め、行政運営への市民の参画を促進します。

(1) 効率的な公共サービスの提供

施策・事業の評価や広域連携を推進し、限られた資源（人材・資産・財源・情報）を効率的に活用することで、最適な公共サービスの提供に努めます。

また、基幹業務系システム^{※3}共同利用の拡大とマイナンバーカードの普及促進に努め、公共サービスの効率化と利便性の向上を図ります。

業務や施設の管理運用については、民間委託、指定管理者制度^{※2}、PFI^{※5}などの官民協働事業（PPP）^{※4}の活用を図ります。

さらに、地域住民の力を活用し、市民ニーズに対応した効率的な公共サービスの提供を行います。

(2) 効果的な市民サービスの提供

ホームページ、SNS (Social Networking Service) などの情報媒体を有効に活用し、分かりやすく効果的に情報発信し、市民との情報共有を図ります。

市民意識調査やワークショップ等の実施により、市民ニーズの把握に努め各種施策や事業へ市民意見を的確に反映します。

また、市民の市政への関心を高めるとともに、協働のまちづくりの仕組みを強化して、市民の行政への参画を促進します。

4 体系表

基本理念 協働して進めるまちづくりを支える持続可能な行財政運営の実現

基本目標	基本項目	取組項目
1 組織の活性化	(1) 職員力の向上	1 人材育成の推進
	(2) 組織力の向上	2 多様な人材の活用
2 健全で持続可能な財政運営の推進	(1) 財政の健全化	3 財政健全化判断指標の健全性の維持
		4 基金の適正管理
		5 有料広告制度、命名権（ネーミングライツ） ^{※9} の拡大
		6 ふるさと納税の推進
		7 公有財産等の活用、処分
	(2) 地方公営企業 ^{※8} 等の経営健全化	8 上下水道事業
	(3) 公共施設等のマネジメントの提供	9 公共施設等総合管理計画の推進
3 質の高い公共サービスの提供	(1) 効率的な公共サービスの提供	10 公共工事のコスト縮減
		11 施策・事業の評価
		12 広域連携の推進
		13 マイナンバーカードの普及
		14 基幹業務系システム ^{※3} 共同利用の拡大
		15 官民協働事業（PPP） ^{※4} への取組
	16 地域住民による道路等の整備	
	(2) 効果的な市民サービスの提供	17 市政情報の積極的な発信
	18 市民参画の推進	

第 5 行政改革の進め方

● 計画期間となる令和6年度までの間に取り組む基本的な項目は、「第4次柳井市行政改革大綱・行動計画」として取りまとめ、毎年度、具体的な取組内容の進捗状況や成果を検証し、進行管理を行うことで、大綱に基づく取組を着実に推進します。

取組にあたっては、PDCAサイクルを確立し、市民と行政が協働して行政改革が推進できる体制を整えます。

計画策定 (Plan) ⇒ 実施 (Do) ⇒ 検証 (Check) ⇒ 見直し (Action)

取組結果は、市議会や市民に公表するとともに、行政改革推進委員会^{※10}での審議結果も踏まえ予算に反映するなど、随時取組の見直しを行います。



※1 **包括外部委託**

民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、複数の業務や施設を効率的かつ効果的に運営できるよう包括的に委託すること。

※2 **指定管理者制度**

地方自治体が所管する公の施設について、管理・運営を民間事業者を含む法人等に委託することができる制度。民間等のノウハウを導入することで効率化を目指すもの。指定管理者の指定は、条例で定める。本市では、17施設について指定管理者を定め、管理・運営を行っている。(令和2年3月現在)

※3 **基幹業務系システム**

本市の各部局において整備・管理している住民基本台帳・印鑑登録等の住民情報関係、市民税・固定資産税等の税務関係、国民健康保険税・介護保険料関係、及び小児医療等の福祉関係等の情報システムをいう。本市では、平成30年9月から、このうち29業務において、クラウド運用を開始している。

※4 **官民協働事業 (PPP)** (Public Private Partnership)

官と民が連携して公共サービスの提供を行う枠組。この中には、PFI、指定管理者制度、公設民営(DBO)方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

※5 **PFI** (Private Finance Initiative)

PPPの代表的な手法の一つ。公共施設等の建設・維持管理・運営等を、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。導入により、事業コストの削減、質の高い公共サービスの提供を目指す。

※6 **ワーク・ライフ・バランス** (work-life balance)

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。仕事と生活の調和。

※7 **健全化判断比率**

財政健全化法の施行を受け、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた将来負担等に係る4つの健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)を公表している。この何れかの比率において早期健全化基準値を超えた場合、

財政健全化団体として、起債の制限などの自主的・計画的な財政の健全化が求められることとなる。

- ▷ 実質赤字比率とは、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

(本市の平成30年度実質赤字額なし。早期健全化基準13.40%)

- ▷ 連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したもので、公営企業会計等も含めた全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

(本市の平成30年度連結実質赤字額なし。早期健全化基準18.40%)

- ▷ 実質公債費比率とは、借入金の返済額の程度を指標化したもので、一般会計等が負担する、全会計及び一部事務組合等の元利償還金等の標準財政規模に対する比率。

(本市の平成30年度数値は10.7%。早期健全化基準25.0%)

- ▷ 将来負担比率とは、地方公共団体の一般会計の借入金(市債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したもので、一般会計が将来負担すべき、全会計、一部事務組合等、地方公社及び第三セクターを含めた実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

(本市の平成30年度は59.3%。早期健全化基準350.0%)

※8 地方公営企業

地方公共団体が経営する企業のうち、水道、軌道、自動車運送、地方鉄道、電気、ガスなどの公共性の高い事業で地方公営企業法が適用される事業。本市では、水道事業(上水道)のみが地方公営企業法に該当する。なお、令和2年度からは、下水道事業等に地方公営企業法を適用し、水道事業と同様に複式簿記を採用して公営企業会計処理を行うこととしている。

※9 命名権(ネーミングライツ naming rights)

公共施設等に名称を付与する権利。条例等で定めた正式名称ではないものの、一般的な愛称として広く活用。本市では、3施設に設定(令和2年3月現在)。

※10 行政改革推進委員会

柳井市行政改革推進委員会設置条例に基づき、本市の行政改革について民間有識者等の意見を聴くため設置。民間団体からの推薦、学識経験者及び公募の10名により構成。

この冊子は、主にユニバーサルデザインフォント(UD デジタル教科書体 NP-R)を用いています。